

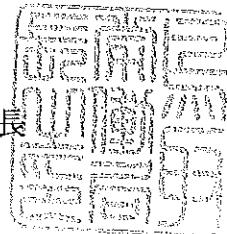


鳥労発基 0616 第2号

平成 29 年 6 月 16 日

関係団体の代表者様

鳥取労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令の施行について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただき厚く、お礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月 29 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令（平成 29 年政令第 60 号）及び 4 月 27 日に公布されました特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 60 号）により、三酸化ニアンチモンを特定化学物質に位置づけ、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付ける等の改正が、平成 29 年 6 月 1 日より施行されました。

つきましては、この趣旨をご理解いただくとともに、貴団体会員へ周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。



別添

基発0519第7号
平成29年5月19日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害
予防規則等の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、平成29年3月29日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第60号）及び4月27日に公布されました特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第60号）により、三酸化ニアンチモンを特定化学物質に位置付け、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付ける等の改正を行いました。本改正政省令につきましては、平成29年6月1日より施行することとしており、本改正政省令の施行につき別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、本改正内容等の周知に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

- アクリル酸エステル工業会
 ECP 協会
 板硝子協会
 一般財団法人FA財団
 一般財団法人エンジニアリング協会
 一般財団法人化学物質評価研究機構
 一般財団法人建設業振興基金
 一般財団法人首都高速道路協会
 一般財団法人製造科学技術センター
 一般財団法人石炭エネルギーセンター
 一般財団法人先端加工機械技術振興協会
 一般財団法人大日本蚕糸会
 一般財団法人日本カメラ財団
 一般財団法人日本軸受検査協会
 一般財団法人日本船舶技術研究協会
 一般財団法人日本陶業連盟
 一般財団法人日本皮革研究所
 一般財団法人日本溶接技術センター
 一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
 一般財団法人マイクロマシンセンター
 一般社団法人日本在外企業協会
 一般社団法人アルコール協会
 一般社団法人海洋水産システム協会
 一般社団法人仮設工業会
 一般社団法人家庭電気文化会
 一般社団法人大カメラ映像機器工業会
 一般社団法人火力原子力発電技術協会
 一般社団法人強化プラスチック協会
 一般社団法人軽仮設リース業協会
 一般社団法人軽金属製品協会
 一般社団法人建設産業専門団体連合会
 一般社団法人合板仮設材安全技術協会
 一般社団法人コンクリートポール・パイプ協会
 一般社団法人色材協会
 一般社団法人自転車協会
 一般社団法人住宅生産団体連合会
 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
 一般社団法人潤滑油協会
 一般社団法人新金属協会
 一般社団法人新日本スーパー・マーケット協会
- 一般社団法人全国LPガス協会
 一般社団法人全国クレーン建設業協会
 一般社団法人全国警備業協会
 一般社団法人全国建設業協会
 一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
 一般社団法人全国石油協会
 一般社団法人全国中小建設業協会
 一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
 一般社団法人全国中小貿易業連盟
 一般社団法人全国鐵構工業協会
 一般社団法人全国登録教習機関協会
 一般社団法人全国防水工事業協会
 一般社団法人全国木質セメント板工業会
 一般社団法人全日本建築士会
 一般社団法人全日本航空事業連合会
 一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会
 一般社団法人送電線建設技術研究会
 一般社団法人ソーラーシステム振興協会
 一般社団法人大日本水産会
 一般社団法人電気協同研究会
 一般社団法人電気設備学会
 一般社団法人電気通信協会
 一般社団法人電子情報技術産業協会
 一般社団法人電池工業会
 一般社団法人電力土木技術協会
 一般社団法人日本電設工業協会
 一般社団法人日本アスファルト合材協会
 一般社団法人日本アスファルト乳剤協会
 一般社団法人日本アミューズメントマシン協会
 一般社団法人日本アルミニウム協会
 一般社団法人日本アルミニウム合金協会
 一般社団法人日本医療機器工業会
 一般社団法人日本医療機器産業連合会
 一般社団法人日本医療法人協会
 一般社団法人日本印刷産業機械工業会
 一般社団法人日本印刷産業連合会
 一般社団法人日本エアゾール協会
 一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
 一般社団法人日本エレベータ協会
 一般社団法人日本オーディオ協会

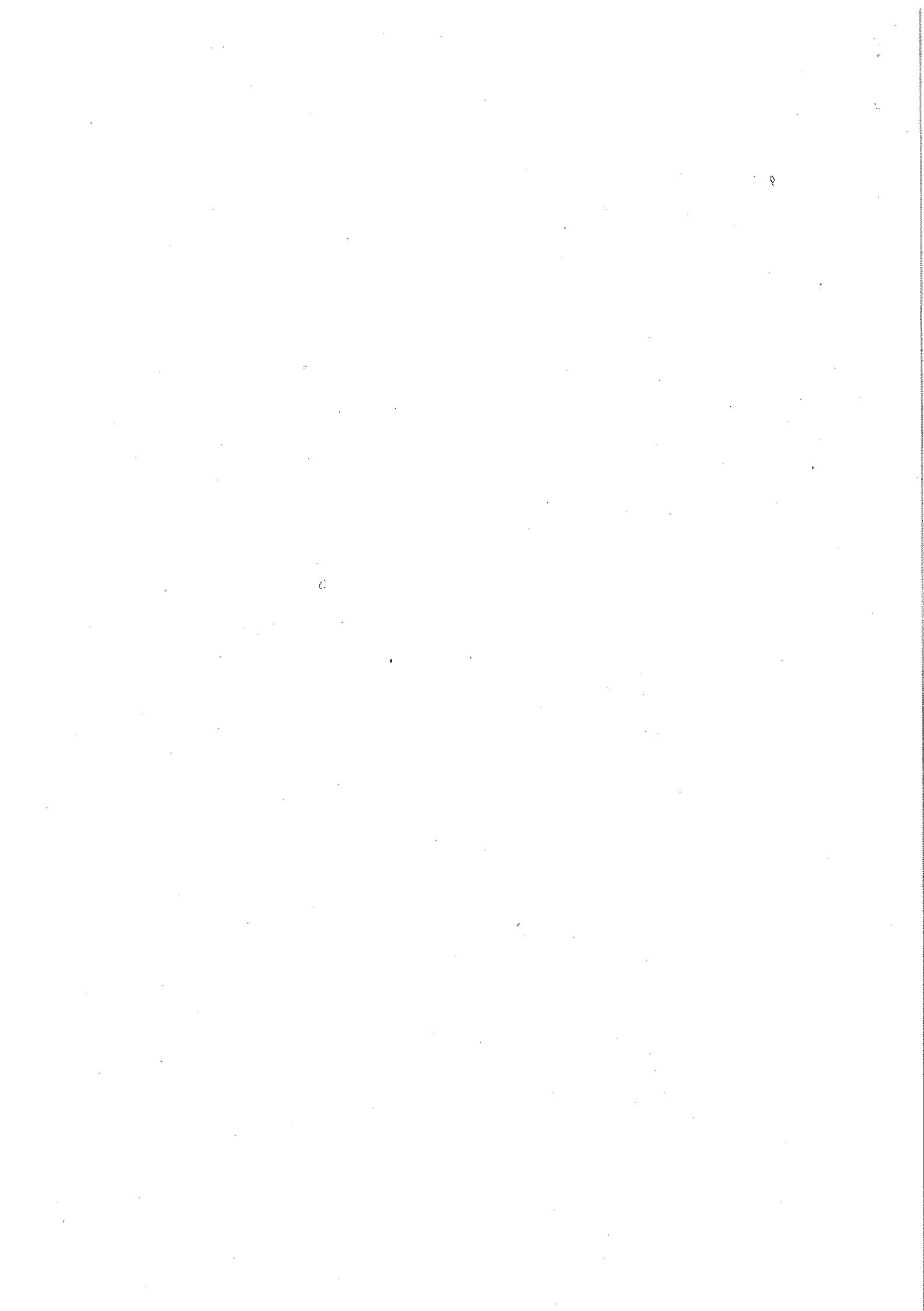
- 一般社団法人日本陸用内燃機関協会
一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会
一般社団法人日本音響材料協会
一般社団法人日本科学機器協会
一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
一般社団法人日本ガス協会
一般社団法人日本画像医療システム工業会
一般社団法人日本金型工業会
一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
一般社団法人日本硝子製品工業会
一般社団法人日本機械工業連合会
一般社団法人日本機械設計工業会
一般社団法人日本機械土工協会
一般社団法人日本基礎建設協会
一般社団法人日本絹人織織物工業会
一般社団法人日本金属プレス工業協会
一般社団法人日本金属屋根協会
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会
一般社団法人日本クレーン協会
一般社団法人日本くん蒸技術協会
一般社団法人日本經濟団体連合会
一般社団法人日本計量機器工業連合会
一般社団法人日本毛皮協会
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
一般社団法人日本建設機械工業会
一般社団法人日本建設機械施工協会
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
一般社団法人日本建設業連合会
一般社団法人日本建築材料協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人日本建築板金協会
一般社団法人日本港運協会
一般社団法人日本工業炉協会
一般社団法人日本航空宇宙工業会
一般社団法人日本工作機械工業会
一般社団法人日本工作機器工業会
一般社団法人日本合成樹脂技術協会
一般社団法人日本コミュニティーガス協会
一般社団法人日本ゴム工業会
一般社団法人日本サッシ協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
一般社団法人日本産業機械工業会
一般社団法人日本産業車両協会
一般社団法人日本自動車機械器具工業会
一般社団法人日本自動車機械工具協会
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車車体工業会
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人日本自動車タイヤ協会
一般社団法人日本自動車部品工業会
一般社団法人日本自動認識システム協会
一般社団法人日本自動販売機工業会
一般社団法人日本試薬協会
一般社団法人日本写真映像用品工業会
一般社団法人日本砂利協会
一般社団法人日本照明工業会
一般社団法人日本食品機械工業会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本伸銅協会
一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本纖維機械協会
一般社団法人日本染色協会
一般社団法人日本船舶電装協会
一般社団法人日本倉庫協会
一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人日本造船工業会
一般社団法人日本測量機器工業会
一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人日本ダイカスト協会
一般社団法人日本大ダム会議
一般社団法人日本鍛圧機械工業会
一般社団法人日本鍛造協会
一般社団法人日本タンナーズ協会
一般社団法人日本チタン協会
一般社団法人日本中小型造船工業会
一般社団法人日本中小企業団体連盟
一般社団法人日本鋳造協会

- 一般社団法人日本鉄鋼連盟
一般社団法人日本鉄塔協会
一般社団法人日本鉄道車輌工業会
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
一般社団法人日本電化協会
一般社団法人日本電気協会
一般社団法人日本電気計測器工業会
一般社団法人日本電機工業会
一般社団法人日本電気制御機器工業会
一般社団法人日本電子回路工業会
一般社団法人日本電子デバイス産業協会
一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
一般社団法人日本銅センター
一般社団法人日本動力協会
一般社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人日本時計協会
一般社団法人日本塗装工業会
一般社団法人日本薫工業連合会
一般社団法人日本塗料工業会
一般社団法人日本内燃力発電設備協会
一般社団法人日本ねじ工業協会
一般社団法人日本農業機械工業会
一般社団法人日本配線システム工業会
一般社団法人日本配電制御システム工業会
一般社団法人日本船用機関整備協会
一般社団法人日本歯車工業会
一般社団法人日本ばね工業会
一般社団法人日本バルブ工業会
一般社団法人日本パレット協会
一般社団法人日本半導体製造装置協会
一般社団法人日本皮革産業連合会
一般社団法人日本左官業組合連合会
一般社団法人日本非破壊検査工業会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人日本表面処理機材工業会
一般社団法人日本ビルディング協会連合会
一般社団法人日本フードサービス協会
一般社団法人日本フルードパワー工業会
一般社団法人日本分析機器工業会
- 一般社団法人日本粉体工業技術協会
一般社団法人日本ペアリング工業会
一般社団法人日本べつ甲協会
一般社団法人日本ボイラ協会
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会
一般社団法人日本防衛装備工業会
一般社団法人日本貿易会
一般社団法人日本望遠鏡工業会
一般社団法人日本芳香族工業会
一般社団法人日本縫製機械工業会
一般社団法人日本包装機械工業会
一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
一般社団法人日本保温保冷工業協会
一般社団法人日本マリン事業協会
一般社団法人日本民営鉄道協会
一般社団法人日本綿花協会
一般社団法人日本木工機械工業会
一般社団法人日本溶接容器工業会
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
一般社団法人日本獣用資材工業会
一般社団法人日本旅客船協会
一般社団法人日本臨床検査薬協会
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
一般社団法人日本冷凍空調工業会
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
一般社団法人日本ロボット工業会
一般社団法人日本綿業俱楽部
一般社団法人農業電化協会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
一般社団法人不動産協会
一般社団法人プラスチック循環利用協会
一般社団法人プレハブ建築協会
一般社団法人林業機械化協会
印刷インキ工業連合会
印刷工業会
ウレタン原料工業会
ウレタンフォーム工業会
エポキシ樹脂工業会
塩ビ工業・環境協会

欧洲ビジネス協会医療機器委員会
押出発泡ポリスチレン工業会
化成品工業協会
可塑剤工業会
硝子繊維協会
関西化学工業協会
協同組合資材連
協同組合日本製パン製菓機械工業会
クロロカーボン衛生協会
研削砥石工業会
建設業労働災害防止協会
建設廃棄物協同組合
建設労務安全研究会
公益財団法人油空压機器技術振興財団
公益財団法人安全衛生技術試験協会
公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団
公益財団法人工作機械技術振興財団
公益財団法人産業医学振興財団
公益財団法人日本小型貢流ボイラー協会
公益社団法人インテリア産業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
公益社団法人産業安全技術協会
公益社団法人自動車技術会
公益社団法人全国解体工事業団体連合会
公益社団法人全国産業廃棄物連合会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
公益社団法人全日本トラック協会
公益社団法人全日本ネオン協会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人全日本不動産協会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本煙火協会
公益社団法人日本化学会 環境・安全推進委員会
公益社団法人日本建築家協会
公益社団法人日本建築士会連合会
公益社団法人日本作業環境測定協会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本歯科技工士会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人日本セラミックス協会
公益社団法人日本洗浄技能開発協会
公益社団法人日本電気技術者協会
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
公益社団法人日本保安用品協会
公益社団法人日本ボウリング場協会
公益社団法人日本木材保存協会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
公益社団法人有機合成化学協会
合成ゴム工業会
合成樹脂工業協会
高発泡ポリエチレン工業会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
コンクリート用化学混和剤協会
酢ビ・ポバール工業会
写真感光材料工業会
触媒工業協会
触媒資源化協会
ステンレス協会
石油化学工業協会
石油連盟
セラミックファイバー工業会
全国仮設安全事業協同組合
全国ガラス外装クリーニング協会連合会
全国機械用刃物研磨工業協同組合
全国グラビア協同組合連合会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国興行生活衛生同業組合連合会
全国自動ドア協会
全国社会保険労務士会連合会
全国商工会連合会
全国醸造機器工業組合
全国製菓機器商工協同組合
全国製菓厨房機器原材料協同組合
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国段ボール工業組合連合会
全国中小企業団体中央会
全国伝動機工業協同組合

全国土壤改良資材協議会
全国トラックターミナル協会
全国農業協同組合中央会
全国ミシン商工業協同組合連合会
全国鍍金工業組合連合会
全日本印刷工業組合連合会
全日本紙製品工業組合
全日本革靴工業協同組合連合会
全日本光沢化工紙協同組合連合会
全日本シール印刷協同組合連合会
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会
全日本製本工業組合連合会
全日本電気工事業工業組合連合会
全日本爬虫類皮革産業協同組合
全日本プラスチック製品工業連合会
全日本木工機械商業組合
ダイヤモンド工業協会
中央労働災害防止協会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟
電気硝子工業会
電気機能材料工業会
電気事業連合会
電線工業経営者連盟
天然ガス鉱業会
独立行政法人労働者健康安全機構
トラクター懇話会
奈良県毛皮革協同組合連合会
ニッケル協会東京事務所
日本圧力計温度計工業会
日本医薬品添加剤協会
日本エアゾルヘアーラッカー工業組合
日本ABS樹脂工業会
日本LPガス協会
日本オートケミカル工業会
日本界面活性剤工業会
日本化学繊維協会
日本ガスマーター工業会
日本ガソリン計量機工業会
日本家庭用殺虫剤工業会
日本家庭用洗浄剤工業会
日本火薬工業会
日本硝子計量器工業協同組合
日本ガラスびん協会
日本革類卸売事業協同組合
日本機械工具工業会
日本機械鋸・刃物工業会
日本靴工業会
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会
日本化粧品工業連合会
日本建築仕上学会
日本建築仕上材工業会
日本顕微鏡工業会
日本高圧ガス容器バルブ工業会
日本光学工業協会
日本光学測定機工業会
日本鉱業協会
日本工業塗装協同組合連合会
日本工作機械販売協会
日本合板工業組合連合会
日本香料工業会
日本ゴム履物協会
日本酸化チタン工業会
日本産業洗浄協議会
日本試験機工業会
日本室内装飾事業協同組合連合会
日本自動車輸入組合
日本自動販売機保安整備協会
日本酒造組合中央会
日本商工会議所
日本真空工業会
日本吹出口工業会
日本スチレン工業会
日本製缶協会
日本製紙連合会
日本精密機械工業会
日本精密測定機器工業会
日本製薬団体連合会
日本石鹼洗剤工業会
日本石鹼洗剤工業組合

- 日本接着剤工業会
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合
日本繊維板工業会
日本ソーダ工業会
日本暖房機器工業会
日本チーン工業会
日本チーンストア協会
一般社団法人日本鍛錬鋼会
日本陶磁器工業協同組合連合会
日本内航海運組合総連合会
日本内燃機関連合会
日本難燃剤協会
日本パーマネントウェーブ液工業組合
日本バーミキュライト工業会
日本歯磨工業会
日本ビニル工業会
日本肥料アンモニア協会
日本フォーム印刷工業連合会
日本フォームスチレン工業組合
日本弗素樹脂工業会
日本部品供給装置工業会
日本プラスチック機械工業会
日本プラスチック工業連盟
日本フルオロカーボン協会
日本ヘアカラー工業会
日本PETフィルム工業会
日本ボイラー・圧力容器工業組合
日本防疫殺虫剤協会
日本紡績協会
日本ポリオレインフィルム工業組合
日本無機薬品協会
日本メンテナンス工業会
日本木材防腐工業組合
日本有機過酸化物工業会
日本輸入化粧品協会
日本窯業外装材協会
日本溶剤リサイクル工業会
日本羊毛産業協会
日本浴用剤工業会
農薬工業会
発泡スチロール協会
光触媒工業会
普通鋼電炉工業会
米国医療機器・IVD 工業会
ポリカーボネート樹脂技術研究会
モノレール工業協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
硫酸協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
ロックウール工業会
一般財団法人食品産業センター
一般社団法人日本食品添加物協会
カーボンブラック協会
一般社団法人産業環境管理協会
一般社団法人セメント協会
一般社団法人 JATI 協会
一般社団法人日本科学飼料協会
吸水性樹脂工業会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人全国公私病院協議会
一般社団法人国立大学附属病院長会議
一般社団法人日本呼吸器学会
公益社団法人日本皮膚科学会
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人地域医療機能推進機構
国立研究開発法人国立がん研究センター
日本赤十字社
社会福祉法人恩賜財団済生会
全国厚生農業協同組合連合会



「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に係る意見募集について」
に対して寄せられた御意見について

平成 29 年 3 月 29 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課
安全衛生部労働衛生課

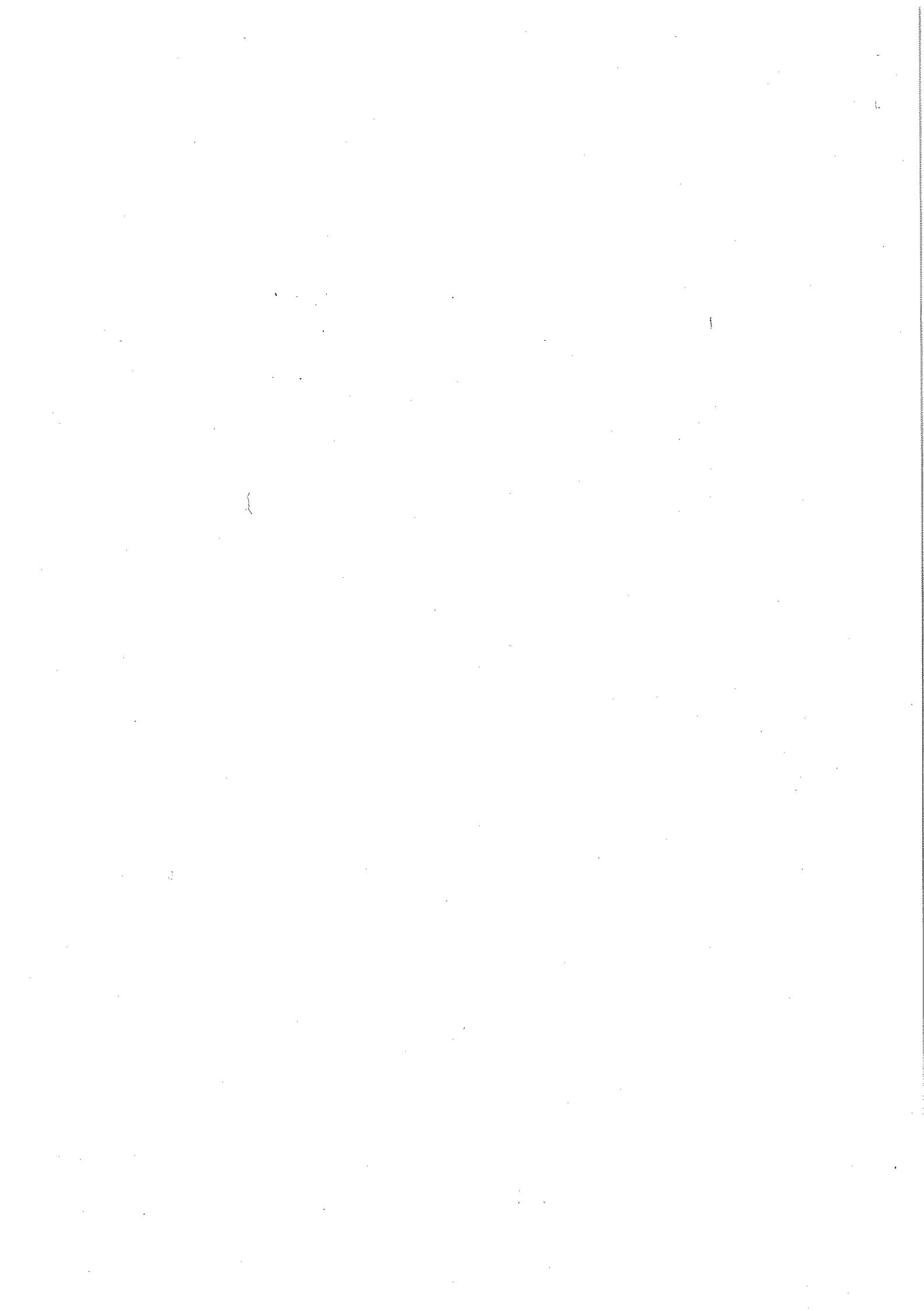
標記について、ホームページ等を通じて意見を募集したところ、4通（計7件）の御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

	要旨	件数	回答
政令案に関する御意見			
1	三酸化二アンチモンの作業環境測定方法は決定しているのか。まだ決定していない場合、いつ決定するのか。	1	作業環境測定は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に従って実施していただくこととなります。三酸化二アンチモンについては、試料採取方法を「ろ過捕集方法」とし、分析方法は「原子吸光分析方法」とする方針で、作業環境測定基準を改正するための告示の制定を検討しています。 当該告示の公布日は平成29年4月上旬を、適用日は平成29年6月1日を予定しています。 なお、管理濃度を規定している作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の改正も同じ時期に行う予定です。
2	政省令の施行日は6月1日とのことだが、局所排気装置、作業環境測定などについての経過措置はどのようにになっているか。	1	三酸化二アンチモンについては、発がん性等の有害性が指摘されている物質であることから、特定化学物質に位置付け、速やかに特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の規制の対象とする必要があると考えております。このため、今般の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第60号。以下「改正政令」という。）及び関係省令の改正は、平成29年6月1日から施行することとしています。 今般の改正においては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく各種措置について、以下の経過措置を設けることとしております。これらはいずれも、各種措置の実施に必要な一般的な準備期間を考慮して、

			<p>猶予期間を設けるものであり、過去の改正における経過措置も同様の期間としているところです。</p> <p>1) 作業主任者について 三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業については、経過措置として、改正政令の施行日である平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの間は、作業主任者の選任を猶与すること。</p> <p>2) 作業環境測定について 三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業場については、経過措置として、改正政令の施行日である平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの間は、作業環境測定の実施を猶与すること。</p> <p>3) 局所排気装置について 三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う設備についての局所排気装置の設置については、平成 30 年 5 月 31 日まで要しないこととすること（関係省令の改正省令において規定する予定）。</p>
3	労働安全衛生法施行令と作業環境測定法施行規則の一部改正案において、適用除外規定について確認できないが、検討会の結論による趣旨からすると、これらにおいても、除外・減免いただくのが適切と思われるるので、明確化するようお願いする。	1	<p>一部の業務について健康障害防止措置の実施義務を除外する旨は、基本的に特化則のみに規定されるものです。ただし、作業主任者の選任並びに作業環境測定及び健康診断の実施については、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 21 条及び第 22 条に一部の業務を除く旨を規定しており、その対象となる業務について特化則に規定しています。</p> <p>なお、作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号）には、一部の業務について健康障害防止対策の実施義務を除外する旨の規定は存在しません。</p>
省令案に関する御意見（いずれも、「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集についての回答において、改めて回答させていただく予定です。）			
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三酸化二アンチモンと樹脂（水系又は溶剤）を混ぜ合わせたスラリーに生地を浸漬させた後の絞り、乾燥の一連の工程に係る業務は特化則の適用除外になるものと考えてよいか。 ・ 適用除外作業に記載されている「樹脂 	4	労働安全衛生法施行令の改正を踏まえて改正することとしている特化則においては、三酸化二アンチモン等を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、ばく露のおそれの少ない業務を規制の適用除外とすることとしております。

	<p>固化化等で粉塵の飛散するおそれがない」とする粉じん濃度は、どの程度か。</p> <ul style="list-style-type: none">三酸化二アンチモンを液状スラリー状態にしたものは、一般的に、樹脂固化化同様、粉じんの発生はしないと考えられるため、液状スラリー状態のものも適用除外対象とすべきと考える。三酸化二アンチモンについて、作業時の飛散防止の為にペレット品以外に可塑剤を加えたペースト品（バターのような）も使用しているところ、これらのペースト品は長時間放置しても飛散はないと思われるため、特化則の適用除外にしていただきたい。	<p>このため、いただいた御意見に対する回答については、追って、「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集についての回答の中で改めて記載させていただきますので、その回答と制定された省令を御確認ください。</p>
--	--	--



「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案に係る意見募集について」に対して
寄せられた御意見等について

平成 29 年 4 月 27 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課
安全衛生部労働衛生課

標記について、ホームページ等を通じて意見を募集したところ、10通（計16件（うち3件は「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見））の御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

また、意見募集時に公表した省令（案）から、別紙のとおり修正をいたしましたので、御報告いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

番号	要旨	件数	厚生労働省の考え方
1	「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化されたことにより、粉じんの発散するおそれがない三酸化二アンチモン等を取り扱う業務については、特化則を適用しないこととする。」の「粉じん」は、三酸化二アンチモンそのものの粉じんと考えてよいか。	1	<p>気中に発散した粉じん中の三酸化二アンチモンの含有量にかかわらず、三酸化二アンチモンを重量の1%を超えて含有している物（樹脂等により固形化されたものを除く。）を製造し、又は取り扱う業務については、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）が適用されます。</p> <p>なお、平成28年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会の報告書の内容を踏まえて検討した結果、特化則の適用除外業務は「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」と規定することとしました。</p>
2	「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化されたことにより、粉じんの発散するおそれがない三酸化二アンチモン等を取り扱う業務については、特化則を適用しないこととする。」と概要に記載されているが、この中には、液体状（スラリー状、ペースト状のものを含む。）のものであっても、乾燥して固形化した状態となるものも含まれるという認識でよいか。	8	平成28年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会の報告書の内容を踏まえて検討した結果、特化則の適用除外業務は「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」と規定することとした。従って、液体状のものを製造し又は取り扱う業務は特化則の適用除外とはなりません。ただし、液体状のものを製造し又は取り扱う業務は、改正後の特化則第38条の13第2項の規定により、粉じんの発散源を密閉す

		<p>る設備等の設置を要しないこととなります。なお、「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」の詳細については、別途通達により示すこととします。また、液体状の三酸化二アンチモン等のうち、特化則の適用除外とすることが可能なものがあるかどうかについては、液体状の三酸化二アンチモン等を取り扱う場合の三酸化二アンチモンへのばく露に係るデータを踏まえ検討することといたします。</p>	
3	<p>「樹脂等により固形化されたことにより、粉じんの発散するおそれがない」ものは適用除外となっているが、塗料に使用されている三酸化二アンチモンは、通常の使用時には液状(湿潤な状態)で粉じんが発散することは考えられず、また溶剤揮発後には樹脂成分により固定化され発散されないことが明白である。したがって塗料使用時以降は三酸化二アンチモンの発散はまったくないにもかかわらず、現行省令案では塗料使用時(湿潤な状態)に特化則の適用対象になり、塗料使用者に無用な負担をかける恐れがある。「湿潤な状態ではあるが、乾燥等により迅速に樹脂等により固形化されるもの(塗料等)」も適用除外とすべきである。</p>	1	<p>平成28年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会の報告書の内容を踏まえて検討した結果、特化則の適用除外業務は「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」と規定することとしました。従って、湿潤な状態のものを製造し又は取り扱う業務は特化則の適用除外とはなりません。ただし、湿潤な状態のものを製造し又は取り扱う業務は、改正後の特化則第38条の13第2項の規定により、粉じんの発散源を密閉する設備等の設置を要しないこととなります。なお、「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」の詳細については、別途通達により示すこととします。また、液体状の三酸化二アンチモン等のうち、特化則の適用除外とすることが可能なものがあるかどうかについては、液体状の三酸化二アンチモン等を取り扱う場合の三酸化二アンチモンへのばく露に係るデータを踏まえ検討することといたします。</p>
4	<p>三酸化二アンチモンを樹脂等と混ぜて、加熱・混合し、タブレット、顆粒、粉末にされた製品(成形材料)の取扱いは、特化則が適用されないと考えてよいのか。</p>	1	<p>平成28年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会の報告書の内容を踏まえて検討した結果、特化則の適用除外業務は「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」と規定することとしました。従って、特化則の適用の有無については、樹脂等により固形化されているか否かで判断することとなります。お問い合わせのタ</p>

		<p>プレットや顆粒については、一般的には固形化されたものに該当すると考えておりますが、粉末にされた製品については、一般的には固形化されたものとは言えないと考えます。なお、「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」の詳細については、別途通達により示すこととします。</p>
5	「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化されたことにより、粉じんの発散するおそれがない三酸化二アンチモン等を取り扱う業務」に関し、粉じんの発散に係る環境測定を行い、飛散が基準値以下(0.1mg/m ³)であることを証明できれば特化則の適用除外業務になる可能性はあるか。	2 平成28年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会の報告書の内容を踏まえて検討した結果、特化則の適用除外業務は「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」と規定することとしました。従って、樹脂等により固形化されていない粉状のものを製造し又は取り扱う業務は特化則の適用除外とはなりません。なお、「三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」の詳細については、別途通達により示すこととします。また、特化則の適用除外業務に該当するか否かについて、法令上、作業環境測定の結果による証明等の必要はありません。
6	温潤した状態で取り扱う場合の他、粉状の三酸化二アンチモン等を取扱う作業が常時ではなく、一日当たり平均数時間程度、数量も少量なため、作業環境濃度が基準値を常時下回るような操業形態となる場合は、局所排気装置等の設置や作業環境測定は不要であると考えられるので、特化則を適用しないこととしていただきたい。	1 作業環境測定の実施については、「第1類物質または第2類物質の製造または取扱いが常時行われる屋内作業場において、その労働環境内のこれらの物質のガス、蒸気または粉じんの気中濃度を定期的に測定すること」(昭和46年5月24日付け基発第399号)と示しております、取扱量が少ない場合であっても作業の常時性が認められれば、健康障害が生じるおそれがあることから作業環境測定の実施が必要です。 臨時の作業を行う場合等、常時性があるかについて疑義が生じた場合には、お近くの労働基準監督署にご相談ください。 また、作業場の空气中における三酸化二アンチモンの粉じんの濃度が常態として有害な程度になるおそれがないと所轄労働基準監督署長が認定したときは、局所排気装置の設置等に係る規定は適用しないこととすることが

			できますので、具体的な申請手続等について は、お近くの労働基準監督署にお問い合わせ ください。
7	<p>三酸化二アンチモンを取り扱う作業場ではあるが、滅多に使用しない（3年間で1日使用するかしないか程度で取扱量は100kg程度）化学物質である。</p> <p>労働者の安全という主旨は理解するのだが、そのような事業場でも半年に1度の作業環境測定や特殊健康診断は必要なのか。適用除外申請の対象にできるのか。</p>	1	<p>作業環境測定の実施については、「第1類物質または第2類物質の製造または取扱いが常時行われる屋内作業場において、その労働環境内のこれらの物質のガス、蒸気または粉じんの気中濃度を定期的に測定すること」（昭和46年5月24日付け基発第399号）と示しております。</p> <p>また、特殊健康診断の実施については、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して実施することを義務付けるものです。</p> <p>上記のとおり、作業環境測定及び特殊健康診断については、常時性を有する業務を対象としておりますが、常時性があるかについて疑義が生じた場合には、お近くの労働基準監督署にご相談ください。</p>
8	<p>有機ハロゲン化合物を防炎剤として使用するには、防炎物性を向上させるため、三酸化二アンチモンの併用が必須であるところ、デカブロモジフェニルエタンが将来使用を禁止されて代替化合物に置き換われば、三酸化二アンチモンが必須ではなくなる。</p> <p>有機ハロゲン化合物の今後の使用規制に関する動向を踏まえ、環境健康面に留意した取組をお願いする。</p>	1	今後の施策の参考にさせていただきます。

1. 「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案
(概要)」のⅡの1の(4)の④の内容について

(意見公募手続実施時の案)

ウ ア及びイの作業を行う場所において行う掃除の作業

(結果)

(特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)
において、ウの内容は規定しないこととした。)

(理由)

平成28年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会の報告書においては、ウの作業について局所排気装置等を設置することを要しないこととすべき旨の記載はなく、当該報告書の内容を踏まえて再度検討した結果、当該報告書に沿った内容を規定することとしたため。

2. 「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案
(概要)」のⅡの1の(7)の内容について

(旧) 三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化されたことにより、粉じんの発散するおそれがない三酸化二アンチモン等を取り扱う業務については、特化則を適用しないこととする。

(新) 三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務については、特化則を適用しないこととする。

(理由)

粉状の三酸化二アンチモン等を湿潤な状態にして取り扱う場合等について局所排気装置等を設置することを要しないこととすること(特化則が適用除外になるわけではない。)と、「樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」について特化則を適用除外とすることとの法令上の区別を明確にするため、改正後の特化則においては、「樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」と規定することとした。

政令第六十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八条号及び第二十一条第七号中「15」の下に「、15の2」を加える。

第二十二条第一項第三号中「15」の下に「、15の2」を加え、同条第二項中「第十四条の二」の下に「、第十四条の三」を加え、同項第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 三酸化二アンチモン

別表第三第二号15の次に次のように加える。

15の2 三酸化二アンチモン

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成三十年五月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

3 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成三十年五月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一〇十七 （略）

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業

（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、
13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4
まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に
掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、
15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22
の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るもの
を製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く
。）

十九〇二十三 （略）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 （略）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 （略）

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一〇七 （略）

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業

（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、
13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22
の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物
又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、18の
2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5ま
で、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを作業し、又は取
り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）

十九〇二十三 （略）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 （略）

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一〇七 （略）

十八 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し

、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、11の2、13の2、
15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22
の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るもの
を製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く
。）

の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを作成し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行なうものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行なう場合の当該作業場

八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、

次のとおりとする。

一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るもの）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に係るもの）を除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るもの）を製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを作成し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るもの）を試験研究のため製造し、若しくは使用する物で同項第四号に係るもの）を除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する

22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを作成し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行なうものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行なう場合の当該作業場

八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、

次のとおりとする。

一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るもの）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に係るもの）を製造する事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを作成し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るもの）を試験研究のため製造し、若しくは使用する

若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六 (略)

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るもの）を製造する事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るもの）を鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十四号の三、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十四号の三、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に掲げる物又は第十六号の二若しくは第二十二号の二に係るもの）を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一〇十四の二 (略)

十四の三 三酸化二アンチモン

十五〇二十四 (略)

3 (略)

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一 第一類物質

1〇8 (略)

二 第二類物質

業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六 (略)

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るもの）を製造する事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るもの）を鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に掲げる物又は第十六号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に係るもの）を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）又は石綿等の粉じんを発散する場所における業務とする。

一〇十四の二 (略)

(新設)

十五〇二十四 (略)

3 (略)

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一 第一類物質

1〇8 (略)

二 第二類物質

15
の
2
15
16
37
9

(略)
三
第三類物質
三
酸化二アンチモン

15
16
37
9

(新設)
三
第三類物質
(略)

○厚生労働省令第六十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二（ただし書中「19の3、22の2」を「19の3、19の4、22の2」に改め、「第十九号の三」の下に「第十九号の四」を加え、同条第二号中「第三十八条の十二」を「第三十八条の十一」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。）

五 令別表第三第二号15の2に掲げる物又は別表第一第十五号の2に掲げる物（以下この号及び第三十

八条の十三において「三酸化二アンチモン等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務

第二十九条第一号及び第二号中「第三十八条の十三第一項第二号」を「第三十八条の十二第一項第二号」に改め、同条第三号中「若しくは第三十八条の十三第一項第三号」を「第三十八条の十二第一項第三号若しくは第三十八条の十三第三項第一号イ」に改める。

第三十六条第三項中「15」を「15の2」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

三 第三十八条の十三第二項第二号イ及びロに掲げる作業(同条第三項各号に規定する措置を講じた場合に行うものに限る。)

第三十六条の二第三項中「15」を「15の2」に改める。

第三十八条の三中「15」を「15の2」に、「第十五号」を「第十五号の二」に改める。

第三十八条の九及び第三十八条の十を次のように改める。

第三十八条の九 削除

(エチレンオキシド等に係る措置)

第三十八条の十 事業者は、令別表第三第二号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るもの（以下この条において「エチレンオキシド等」という。）を用いて行う滅菌作業に労働者を従事させる場合において、次に定めるところによるときは、第五条の規定にかかわらず、局所排気装置又はプッシュユーブル型換気装置を設けることを要しない。

一 労働者がその中に立ち入ることができない構造の滅菌器を用いること。

二 滅菌器には、エアレーション（エチレンオキシド等が充填された滅菌器の内部を減圧した後に大気に開放することを繰り返すこと等により、滅菌器の内部のエチレンオキシド等の濃度を減少させること）を行なう設備を設けること。

三 滅菌器の内部にエチレンオキシド等を充填する作業を開始する前に、滅菌器の扉等が閉じていることを点検すること。

四 エチレンオキシド等が充填された滅菌器の扉等を開く前に労働者が行うエアレーションの手順を定め、これにより作業を行うこと。

五 滅菌作業を行う屋内作業場については、十分な通気を行うため、全体換気装置の設置その他必要な

措置を講ずること。

第三十八条の十一を削り、第三十八条の十二を第三十八条の十一とし、第三十八条の十三を第三十八条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

(三酸化二アンチモン等に係る措置)

第三十八条の十三 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除すること。

二 当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等について、付着した三酸化二アンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出さないこと。ただし、三酸化二アンチモン等の粉じんが発散しないよう当該器具、工具、呼吸用保護具等を容器等に梱包したときは、この限りでない。

2 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条の規定にかかわらず、三酸化二アンチモン等のガス、蒸

氣若しくば粉じんの発散源を密閉する設備、局所排氣装置又はブッシュ型換氣装置を設けることを要しない。

一 粉状の三酸化二アンチモン等を湿潤な状態にして取り扱わせるとき。

二 次のいずれかに該当する作業に労働者を従事させる場合において、次項に定める措置を講じたとき。

イ 製造炉等に付着した三酸化二アンチモン等のかき落としの作業

ロ 製造炉等からの三酸化二アンチモン等の湯出しの作業

3 事業者が講ずる前項第二号の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 次に定めるところにより、全体換気装置を設け、これを有効に稼働させること。

イ 当該全体換気装置には、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいづれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。

ロ イの除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ハ　イ及びロの除じん装置を有効に稼働させること。

二　労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

三　前項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する労働者以外の者（前号に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

）こと。

4　労働者は、事業者から前項第二号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

別表第一中第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化二アンチモンの含有量が重量の一ペーセント以下のものを除く。

別表第三中五十二の項を五十三の項とし、二十五の項から五十の項までを一項ずつ繰り下げ、二十四の項の次に次のように加える。

れをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)

を製造し、又は取り扱う業務

に対して行う健康診断におけるものに限る。)

二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

三 三酸化二アンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

四 せき、たん、頭痛、嘔吐^{おう}、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（頭痛、嘔吐^{おう}、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該

業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

五 医師が必要と認める場合は、尿中のアンチモンの量の測定又は心電図検査（尿中のアンチモンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四中四十九の項を五十の項とし、二十六の項から四十八の項までを一項ずつ繰り下げ、二十五の項の次に次のように加える。

(二十六)

三酸化二アンチモン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。）

二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接

撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

別表第五中第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化二アンチモンの含有量が重量の一ペーセント以下のものを除く。

様式第二号（裏面）を次のように改める。



様式第3号（第41条関係）（裏面）

備考

- 1 口頭で表示された件（以下「記入件」という。）に記入する文字は、光学的文字読み取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴を開けたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままですること。
- 3 記入件の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通じ順次検査を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の検査年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告回目）は、該該年の何回目の報告かを記入すること。

- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、該年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「特定化学物質業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（）内には具体的な業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚以降の報告書については、該当コード及び具体的な業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」「健診年月日」及び「事業者の名前」の欄を記入すること。
- 11 「産業医の氏名」の欄及び「事業者兼氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	酸化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジンジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4-アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4-ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五塩化ベナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	硫酸及びその化合物（アルシン及び硫酸ガリウムを除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	215	削除	240	1-1-ジメチルヒドラジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	216	シアノ化カリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
008	削除	217	シアノ化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
009	削除	218	シアノ化ナトリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロルベンジンジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2-ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルブーナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	220	臭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩基化ビニル（別名P.C.B.）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4-ジオキサン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレジンジシアノエート（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2-ジクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ペリクリム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）合併にあつては、ペリクリムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラジメチルアミノアゾベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラニトロクロルベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2-2-テトラクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	228	第3塩基水素（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
204	削除	229	ペーターブロピオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンイミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルソブチルケトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩基化ビニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ベンタクロロフルオロノール（別名P.C.P.）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	257	リフラクトリーゼラミックファイバー（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オーフラン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	258	オルト-トルイルイジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
209	オルト-フタロジニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	234	ハロメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	259	三溴化ニアントモン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第一条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第110号）の一部を次のよつと改正する。

別表第四号中「13の2」の下に「15の2」を、「第十Ⅲ号の11」の下に「第十Ⅳ号の11」を加える。
様式第十号備考の中「都道府県労働局長が行う講習又は研修に申し込む場合には、都道府県労働局長に提出すること。この場合にあつては、」や「都道府県労働局長に提出する場合には、」に各々、同様記載
第3号「登録講習機関が行う講習又は研修に申し込む場合には、当該登録講習機関に提出すること。この場合にあつては、」や「登録講習機関に提出する場合には、」に各々、

(労働安全衛生規則の一改正)

第三条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第111号）の一部を次のよつと改正する。

別表第七の十八の項中「第七号」を「第八号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 ハ)の省令は、平成一十九年六月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

第二条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項の規定は、平成二十九年九月一日前に同令別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十号）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号15の2又は第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）別表第一第十五号の二に掲げる物（以下「三酸化二アンチモン等」という。）に係るものと設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができます。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

第四条 三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについ

ては、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

(床等に関する経過措置)

第五条 三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第二十一条及び第三十八条の十三第一項第一号の規定は、適用しない。

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令

新旧対照条文 目次

○ ○ ○
特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）（第一条関係）
作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）（抄）（第一条関係）
○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（適用の除外）	（適用の除外）	（適用の除外）
第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第二十二号十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。）に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。	第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。）に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。	
一 （略）	一 （略）	一 （略）
二 令別表第三第二号13の2に掲げる物又は別表第一第十三号の二に掲げる物（第三十八条の十一において「コバルト等」という。）を触媒として取り扱う業務	二 令別表第三第二号13の2に掲げる物又は別表第一第十三号の二に掲げる物（第三十八条の十二において「コバルト等」という。）を触媒として取り扱う業務	二 令別表第三第二号13の2に掲げる物又は別表第一第十三号の二に掲げる物（第三十八条の十二において「コバルト等」という。）を触媒として取り扱う業務
三・四 （略）	三・四 （略）	三・四 （略）
五 令別表第三第二号15の2に掲げる物又は別表第一第十五号の二に掲げる物（以下この号及び第三十八条の十三において「三酸化二アンチモン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務	（新設）	（新設）
六・八 （略）		

(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、ブツシユブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置（特定化学物質（特別有機溶剤等を除く。）その他この省令に規定する物に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 第二条、第四条第三項、第五条第一項、第三十八条の十二第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられる局所排気装置（第三条第一項ただし書及び第三十八条の十六第一項ただし書の局所排気装置を含む。）

二 第三条、第四条第三項、第五条第一項、第三十八条の十二第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられるブツシユブル型換気装置（第三十八条の十六第一項ただし書のブツシユブル型換気装置を含む。）

三 第九条第一項、第三十八条の十二第一項第三号若しくは第三十八条の十三第三項第一号の規定により、又は第五十条第一項第七号ハ若しくは第八号（これらの規定を第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき設けられる除じん装置

四・五 (略)

(測定及びその記録)

(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、ブツシユブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置（特定化学物質（特別有機溶剤等を除く。）その他この省令に規定する物に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 第三条、第四条第三項、第五条第一項、第三十八条の十三第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられる局所排気装置（第三条第一項ただし書及び第三十八条の十六第一項ただし書の局所排気装置を含む。）

二 第三条、第四条第三項、第五条第一項、第三十八条の十三第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられるブツシユブル型換気装置（第三十八条の十六第一項ただし書のブツシユブル型換気装置を含む。）

三 第九条第一項若しくは第三十八条の十三第一項第三号の規定により、又は第五十条第一項第七号ハ若しくは第八号（これらの規定を第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき設けられる除じん装置

四・五 (略)

(測定及びその記録)

第三十六条（略）

略

事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録について、三十年間保存するもの。

4 令第二十一一条第七号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一一一

三 第三十八条の十三第一項第一号イ及びロに掲げる作業（同条第三項各号に規定する措置を講じた場合に行うものに限る。）

（測定結果の評価）

第三十六

事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する

第三十六条 (略)

2

事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第二号3の2から6まで、しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 令第二十一一条第七号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

（略）

(新設)

(測定結果の評価)

卷之三

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作

る作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の2から第十五号の2まで、第十八号の2から第十九号の5まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の5まで、第二十三号の2から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の2、第三十二号、第三十三号の2若しくは第三十四号の2に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次に掲示する物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

一四 (略)

第三十八条の九 削除

(エチレンオキシド等に係る措置)

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の2から第十五号の2まで、第十八号の2から第十九号の5まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の5まで、第二十三号の2から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の2、第三十二号、第三十三号の2若しくは第三十四号の2に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次に掲示する物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

一四 (略)

第三十八条の九及び第三十八条の十 削除

第三十八条の十 事業者は、令別表第三第二号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るもの（以下この条において「エチレンオキシド等」という。）を用いて行う滅菌作業に労働者を従事させる場合において、次に定めるところによるときは、第五条の規定にかかわらず、局所排気装置又はブツシユブル型換気装置を設けることと要しない。

一 労働者がその中に立ち入ることができない構造の滅菌器を用いること。

二 滅菌器には、エアレーション（エチレンオキシド等が充填された滅菌器の内部を減圧した後に大気に開放することを繰り返すこと等により、滅菌器の内部のエチレンオキシド等の濃度を減少させること）をいう。第四号において同じ。）を行う設備を設けること。

三 滅菌器の内部にエチレンオキシド等を充填する作業を開始する前に、滅菌器の扉等が閉じていることを点検すること。

四 エチレンオキシド等が充填された滅菌器の扉等を開く前に労働者が行うエアレーションの手順を定め、これにより作業を行うこと。

五 滅菌作業を行う屋内作業場については、十分な通気を行うため全体換気装置の設置その他必要な措置を講ずること。

（削る）

第三十八条の十一 （略）

第三十八条の十二 （略）

第三十八条の十三

（略）

第三十八条の十一 （略）

第三十八条の十二 （略）

（略）

第三十八条の十三

(三酸化二アンチモン等に係る措置)

第三十八条の十三 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は

取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

一 当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除すること。

二 当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等について、付着した三酸化二アンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出さないこと。ただし、三酸化二アンチモン等の粉じんが発散しないよう当該器具、工具、呼吸用保護具等を容器等に梱包したときは、この限りでない。

事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条の規定にかかるらず、三酸化二アンチモン等のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けることを要しない。

一 粉状の三酸化二アンチモン等を湿润な状態にして取り扱わせるとき。

二 次のいずれかに該当する作業に労働者を従事させる場合において、次項に定める措置を講じたとき。

イ 製造炉等に付着した三酸化二アンチモン等のかき落としの作業

ロ 製造炉等からの三酸化二アンチモン等の湯出しの作業

3 事業者が講ずる前項第二号の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 次に定めるところにより、全体換気装置を設け、これを有効に

(新設)

稼働させること。

イ 当該全体換気装置には、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。

ロ イの除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ハ イ及びロの除じん装置を効果的に稼働させること。

二 労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

三 前項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する労働者以外の者（前号に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

4 労働者は、事業者から前項第二号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

別表第一（第二条、第二条の一、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）

一～十五 （略）

十五の二 三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化二アンチモンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十六～三十七 （略）

別表第三（第三十九条関係）

別表第一（第二条、第二条の一、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）

一～十五 （略）

（新設）

十六～三十七 （略）

別表第三（第三十九条関係）

業務	期間	項目	
(一) (二) (三) チモニ (略)	(略)	(略)	
三酸化二アン チモニ (これ をその重量の 一パーセント を超えて含有 する製剤その 他の物を含む 。) を製造し 、又は取り扱 う業務	六月	一 業務の経歴の調査 (当該業務に常時 従事する労働者に対して行う健康診断 におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に 常時従事する労働者に対して行う健康 診断におけるものに限る。) 三 三酸化二アンチモニによるせき、た ん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチ モニ皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又 は自覚症状の既往歴の有無の検査 (頭 痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモニ皮 疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る 症状にあつては、当該業務に常時従事 する労働者に対して行う健康診断にお けるものに限る。)	一 業務の経歴の調査 (当該業務に常時 従事する労働者に対して行う健康診断 におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に 常時従事する労働者に対して行う健康 診断におけるものに限る。) 三 三酸化二アンチモニによるせき、た ん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチ モニ皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又 は自覚症状の既往歴の有無の検査 (頭 痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモニ皮 疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る 症状にあつては、当該業務に常時従事 する労働者に対して行う健康診断にお けるものに限る。)
五 医師が必要と認める場合は、尿中の おけるものに限る。)	(新設)	(新設)	

業務	期間	項目
(一) (二) (三) チモニ (略)	(略)	(略)

アンチモンの量の測定又は心電図検査
 (尿中のアンチモンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に對して行う健康診断におけるものに限る。)

別表第四（第三十九条関係）

項目	業務
(略)	(一) (三十六) (略)
(略)	(二) (三十七) (略)
(略)	(三) (三十八) (略)
(略)	(四) (三十九) (略)

別表第五（第三十九条関係）

一六の二 (略)

別表第四（第三十九条関係）

項目	業務
(略)	(一) (三十九) (略)

別表第五（第三十九条関係）

一六の二 (略)

六の三 三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、

(新設)

除く。

七十六

七十六

樣式第3号（第41条関係）（裏面）

様式第3号（第41条関係）（裏面）

○ 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 作業場の種類（第三条—第五条、第六条、第十六条、第十七条
、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十九条、第六十
一条関係）

一～三（略）

四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同
号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号3の2、
10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2若しくは
33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第三号
の二、第十号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第十五号の
二、第二十一号、第二十二号、第二十三号の三、第二十七号の二
若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内
作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで
、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行
う隔離室におけるものを除く。）を行う屋内作業場

五（略）

別表 作業場の種類（第三条—第五条、第六条、第十六条、第十七条
、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十九条、第六十
一条関係）

一～三（略）

四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同
号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号3の2、
10、11、13、13の2、21、22、23の3、27の2若しくは33に掲げ
る物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の二、第
十号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第二十一号、第二十
二号、第二十三号の三、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲
げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生
法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六
号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを
除く。）を行う屋内作業場

五（略）

桂苑小記

三

周易解說

三

1 構造上「無骨」、皮部・筋肉部は、いわゆる「骨質」の文字空心で構成すること。
2 頭部解剖学的構造に露出する場合には、舌板体・頭骨等の頭部の大形頭部取扱用
被覆に用いること。
3 土壌微生物群に投げ出される微生物は、当該微生物群が持つ特徴的な種が多いため、
4 その種を測定し、その種の量を算出する方法。
5 うねら、第一背筋（背筋）から、それが腰骨（腰椎）と脊柱（脊椎）で隔てて、
6 ある腰骨（腰椎）と第一背筋（背筋）との間に、修了度を算出すること。
7 修了度の相場による評価の単位の略称で、修了度を算出すること。
8 修了度の算出による評価の単位の略称で、その修了度を算出した書類を算出書
9 とする。

卷之三

三

卷之三

四

1 構成中「講習」及び「研究会」は、これらが設置する文化を「ご用意」
2 並置の駅務室の事務室の「設置」は、駅事務室に相当する駅務室を「設置」
3 に取り付けること。
4 在籍地勤務員が在籍地又は所定に勤務する場所にて、当該在籍地勤務員に就生
5 する場合においては、当該在籍地勤務員が就業場所に勤務する場合にと
り、手帳料を納付し、取扱い規則に従なさい。
6 6 手帳料、箱、箱、袋又は袋のうち、いかなる形を用ひるかを自分で選んで開いてお
7 ら可憐で、説教する者を心で開けよ。
8 8 設立地の所在による専用の申請の場合にも、修了証を添付せよ。
9 7 既存の被災地による専用の申請の場合には、必ず申請登載した箇所を記入せよ。

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

機械等の種類	事項	図面等
一～十七 (略)	(略)	(略)
十八 特定第二類物質 又は特化則第二条第一項第五号に掲げる 管理第二類物質（以下この項において「 管理第二類物質」と いう。）のガス、蒸 気又は粉じんが発散 する屋内作業場に設 ける発散抑制の設備 (特化則第二条の二 第二号又は第四号か ら第八号までに掲げ る業務のみに係るも のを除く。)	(略)	(略)
十九～二十五 (略)	(略)	(略)
機械等の種類	事項	図面等
一～十七 (略)	(略)	(略)
十八 特定第二類物質 又は特化則第二条第一項第五号に掲げる 管理第二類物質（以下この項において「 管理第二類物質」と いう。）のガス、蒸 気又は粉じんが発散 する屋内作業場に設 ける発散抑制の設備 (特化則第二条の二 第二号又は第四号か ら第七号までに掲げ る業務のみに係るも のを除く。)	(略)	(略)
十九～二十五 (略)	(略)	(略)